

日本ダイレクトマーケティング学会賞表彰規程

第1条（目的および名称）

日本ダイレクトマーケティング学会は、会員のダイレクトマーケティングに関する研究の発展に資するため、「日本ダイレクトマーケティング学会学術賞」、「日本ダイレクトマーケティング学会奨励賞」、「日本ダイレクトマーケティング学会特別賞」及び「日本ダイレクトマーケティング学会田島記念賞」を設け、優れた研究業績を発表した会員を表彰する。

第2条（日本ダイレクトマーケティング学会学術賞）

「日本ダイレクトマーケティング学会学術賞」（以下学術賞と呼ぶ）は、本学会に在籍し、ダイレクトマーケティングに言及した特に顕著な研究業績を発表した会員1名に授与する。

第3条（日本ダイレクトマーケティング学会奨励賞）

「日本ダイレクトマーケティング学会奨励賞」（以下奨励賞と呼ぶ）は、本学会に在籍し、今後のダイレクトマーケティングに関する研究の一層の発展が期待される会員に授与する。

第4条（日本ダイレクトマーケティング学会特別賞）

「日本ダイレクトマーケティング学会特別賞」（以下特別賞と呼ぶ）は、本学会に在籍し、ダイレクトマーケティングの発展に寄与した過去の優れた功績、業績を持つ会員に授与する。

第5条（日本ダイレクトマーケティング学会田島記念賞）

「日本ダイレクトマーケティング学会田島記念賞」（以下田島記念賞と呼ぶ）は、若手研究者、実務者の育成を目的とし、今後のダイレクトマーケティングに関する研究の一層の発展が期待される研究者、実務者に授与する。

第6条（審査の対象）

学術賞、奨励賞、特別賞、および田島記念賞の審査の対象となる業績は、表彰の前年度の4月1日から3月末日までの間に公開された著書、論文、及び学位論文（修士論文を含む）、又はそれに準ずるものとする。ただし、学位論文（修士論文を含む）については、未公開であっても審査の対象とすることができる。

第7条（表彰）

学術賞、奨励賞、特別賞、および田島記念賞の表彰は、全国大会時の総会において行う。

第8条（学会賞審査委員会の設置）

学術賞、奨励賞、特別賞、および田島記念賞の審査のために学会賞審査委員会を設ける。学会賞審査委員会は、理事会が委嘱した若干名の委員によって構成されるものとする。

第9条（学会賞審査委員の任期）

学会賞審査委員の任期は2年とし、重任しないものとする。

第10条（賞の決定）

学会賞の各賞は、学会賞審査委員会において、定められた期日までに審査の経過および結果を理事会に報告し、理事会において決定することとする。

第11条（規程の改廃）

本規程の改廃については理事会で決定し、総会の承認を得なければならない。

【付則】

1. 本規程に関する細則は別に定める。
2. 本規程は2002年10月10日から施行する。

「日本ダイレクトマーケティング学会賞 表彰規程」に関する細則

1. 奨励賞については、複数の授賞もあり得るものとする。
2. 各賞に対して下記の報奨金または記念品を与える。
 - ・学術賞 賞金5万円
 - ・奨励賞 賞金3万円
 - ・特別賞 賞金3万円
 - ・田島記念賞 記念楯

日本ダイレクトマーケティング学会賞審査規定

第1条（応募・推薦資格）

学会賞への応募は、自薦または他薦のいずれかによるものとする。その場合、下記の資格を満たしていることを必要とする。

1. 応募者、推薦者、被推薦者のいずれも学会員であること。ただし、田島記念賞に限り、大学教員（短大、及び大学院大学教員を含む）であれば推薦資格を有することとし、被推薦者は学会員に限定しない。著書または論文が共著の場合、学術賞、奨励賞、特別賞については、学会員が1名含まれていること。また、全著者の担当箇所が明確であること。
2. 応募者、推薦者、被推薦者のいずれも、当該年度の会費を納入済みであること。ただし、田島記念賞の被推薦者で、学会員でない者は除く。

第2条（応募著作について）

1. 応募著作は、ダイレクトマーケティング領域に関わる研究著作でなければならない。
2. 応募著作の対象は、学術論文、学術図書とし、学術論文については、他学会の学会誌等で未発表のものであること。
3. 当学会学会誌「Direct Marketing Review」に掲載された論文は、すべて審査対象とする。
4. 訳書については、学会賞の対象に含めない。
5. 優れた研究業績、過去に遡った著作等については、審査委員会による推薦とし、特別賞の対象とされる。

第3条（応募方法について）

1. 学会賞への応募は、自薦・他薦いずれの場合も指定の申込用紙とともに応募著書又は論文1部を、募集期間内に学会事務局へ提出する。ただし、応募著作または論文のコピーでも良い。
2. インターネット等の紙媒体以外での刊行物の応募については、プリントアウトしたものを提出すること。その際、プリントアウトされた用紙に著作が掲載されている Web サイトのアドレス、プリントアウトされた年月日が明記されていることとする。

第4条（審査方法について）

1. 審査は、第1条の応募資格を満たしているものに限り、学会賞審査委員会により審査される。
2. 応募が多数ある場合、学会賞審査委員会で検討の上、必要とされた場合は、学会賞審査委員会の中に小委員会を設け一次審査を行うこととする。
3. 小委員会は、学会賞審査委員と学会賞審査委員が推薦する学会員数名により構成され、一次審査の最終決定は学会賞審査委員会が行う。